

見沼たんぼ公有地利活用推進事業審査評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、見沼たんぼ公有地利活用推進事業要綱第6条に規定する見沼たんぼ公有地利活用推進事業審査評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) NPO等から提出された事業内容の審査及び評価
- (2) NPO等から提出された事業内容への意見及び助言
- (3) その他前各号に関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次のうちから企画財政部長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) NPO活動実践者
- (3) 農業関係団体の長又はこれに準ずる者
- (4) 農業者
- (5) 市町村職員及び県職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画財政部土地水政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 2月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 1月 31日から施行する。